

2014（平成26）年3月5日  
放送倫理検証委員会決定 第19号

---

## 日本テレビ『スッキリ！！』 「弁護士の“ニセ被害者”紹介」に関する意見

---

### 放送倫理検証委員会

委 員 長	川端 和治
委員長代行	小町谷育子
委員長代行	水島 久光
委 員	香山 リカ
委 員	是枝 裕和
委 員	斎藤 貴男
委 員	渋谷 秀樹
委 員	升味佐江子
委 員	森 まゆみ

放送倫理・番組向上機構〔BPO〕

\*小出五郎委員は、担当委員として本件事案を審議中の2014年1月18日に急逝されました。心からご冥福をお祈りします。

# 目 次

I 委員会の議論	1
1 事案の概要	1
2 審議の対象とした番組	1
3 審議の対象とした理由	3
4 審議における3つのポイント	4
II 委員会の調査と検証	5
1 取材から放送までの経緯	5
(1) 本件放送1の経緯	5
(2) 本件放送2の経緯	7
(3) 放送前の局内チェック	8
2 問題発覚後の対応とその評価	8
III 委員会の判断——放送倫理違反とまでは言えない	9
1 客観的証拠による裏付け取材は不十分だった	9
2 被害者と信じる相応の理由や根拠は存在した	10
(1) A弁護士が「被害者」を紹介したときの状況	10
(2) 弁護士に対する信頼の高さ	11
3 結論	11
IV 委員会からの問題提起	12
1 顔なし映像のデメリットを考えてほしい	12
2 「専門家」に対する過度の依存を考え直してほしい	13
3 取材・制作現場が萎縮しないように留意してほしい	13

# I 委員会の議論

## 1 事案の概要

現代社会において「専門家」の発言はこれまで重く受け止められてきた。放送局が医師、弁護士、学者などのさまざまな「専門家」を取材して情報を得るのは、「専門家」の発言に信頼を置いているからこそだろう。放送局は、「専門家」がみな善意で取材に協力していると信じているようだ。しかし、その前提は現在も妥当と言えるだろうか。もし前提が崩れているとしたら、放送局はどうすればいいのだろうか。そのような変化を実感させる事案が発生した。

日本テレビ放送網（以下「日本テレビ」という）の朝の情報番組『スッキリ！！』は、2012年2月と6月、インターネット詐欺被害を訴える「被害者」2人を、弁護士から紹介を受けて取材し、詳細な被害証言を特集として放送した。ところが、この2人は「ニセ被害者」だったことが、翌2013年7月になって発覚した。

紹介をしたA弁護士は、インターネット詐欺事案を専門としていたが、「ニセ被害者」2人は、当時A弁護士が所属していた法律事務所の職員で、A弁護士から依頼されて「被害者」を演じたのだった。しかも、この「被害者」の語った被害内容の真実性については、A弁護士の説明以外には何の裏付けもなかった。

委員会は、被害者でない人物を「被害者」として取材し放送した際の裏付け取材に問題がなかったかどうかを検証するため審議を続けてきたが、“放送倫理違反とまでは言えない”との結論に至った。裏付け取材の不足があると疑って、いったん審議の対象としながら、放送倫理違反を認めない結論に至ったのであるから、その判断の理由や議論の内容を明らかにする必要があるだろう。委員会は、裏付け取材の必要性に関する議論の深化に資することを願って、ここに本意見を公表する。

## 2 審議の対象とした番組

日本テレビの『スッキリ！！』は、毎週月曜日から金曜日まで午前8時から10時25分にかけて放送されている情報番組である。日本テレビがグループ会社の日テレアックスオンに業務委託する形で制作されており、本件事案の当時はチーフプロデューサーやコンプライアンス担当プロデューサー等の幹部スタッフ8人（日本テレビ5人、日テレアックスオン3人）の下、曜日担当のプロデューサー、チーフディレクター、ディレクター等で構成するスタッフが、実際の取材や制作にあたっていた。

委員会が審議の対象としたのは、いずれもインターネットを利用した詐欺被害に焦点をあてた2つの特集で、被害者のインタビューや再現映像を中心に構成されていた。以下、放送順に本件放送1、本件放送2という。

## 本件放送1：2012年2月29日放送の「悪質出会い系サイトの実態」

女性をターゲットにした新手の出会い系サイト「利益誘引型サイト」の被害が急増している実態を報じた。国民生活センターの事例やA弁護士の解説をまじえながら、相談に乗るだけで大金が得られるという副業紹介サイトに登録し、メール送受信料の名目で大金を支払ったと訴える女性Bと、もうひとりの女性の被害を紹介し、スタジオトーク等で、詐欺にあわないように注意を喚起した。

A弁護士と女性Bがかかわる部分は次のような内容だった（特集全体の放送時間15分30秒のうち8分5秒）。

国民生活センターの相談事例の紹介後、登場したA弁護士は、だまされるのは女性が多いと解説し、出会い系サイトが警戒されているため、副業の紹介などの言葉で女性の興味を引くと説明する。A弁護士に被害の相談をしているという女性Bが首から下の映像で現れ、ボイスチェンジした声で次のような被害実態を語る。

インターネット上の副業紹介サイトに登録したところ、「相談に乗ってくれれば1000万円をあげる」というメールを男性からもらい、頻繁にその男性とメール交換をした。メールの送受信ごとに課金されるサイト上でしか、メールの交換ができないシステムになっていた。多数のメールの交換後、いざ男性から1000万円をもらう話になったときに、「あなたの銀行振込口座の番号が文字化けして読めない」と言われた。インターネットで複数の人が同様の被害を訴えていることを知り、相手の男性が実はサクラで約200万円をだまし取られたことに気がついた。

A弁護士は、こうした新手の利益誘引型サイトの行為は刑法上の詐欺罪に該当するなどと法律的な解説を述べた。

## 本件放送2：2012年6月1日放送の「サクラサイト商法に注意」

芸能人などを装ったサクラによる有料メール交換の被害を特集した。国民生活センターの相談件数や「サクラサイト110番」という別の弁護士たちが行っている相談の紹介などで、被害が増えていることを伝えたあと、A弁護士の解説をまじえて、人気アイドルのサクラと頻繁にメール交換をして大金を支払った男性Cと、副業紹介サイトに登録して多額の被害にあった女性の事例を紹介した。本件放送1と同様に、スタジオトーク等で注意を呼びかけた。

A弁護士と男性Cがかかわる部分は次のような内容だった（特集全体の放送時間22分48秒のうち6分38秒）。

特集の後半、首から下の映像で登場した男性Cは、ボイスチェンジした声で次のような被害実態を語る。

人気アイドルのマネージャーや所属事務所の社長を名乗る人物から「アイド

ルが人間関係や仕事のことで悩んでいる。相談に乗ってほしい」というメールが届き、サクラサイトに誘導された。親身になってアイドルと頻繁にメール交換をしたが、メールの内容が関係者しか分からぬようなものであったため、疑いを持たなかった。メールの送受信などに約400万円を課金された後、知人からアイドルになりすましたサクラがいることを教えられ、だまされたことに気がついた。

スタジオトークの後、A弁護士の写真が載ったフリップが示され、知らないメールは無視すべきであることや、被害にあったときの対応策などが紹介された。

本件放送1と2の放送から1年以上が経った2013年7月、日本テレビ総合広報部にウェブマガジンの編集部から1通のファックスが届いた。2つの特集に登場した「被害者」の女性Bと男性Cの名前を明示したうえ、2人はA弁護士の所属していたD法律事務所の職員であり、彼らを被害者として放送した番組はヤラセではないか、と指摘していた。A弁護士は、日本テレビの問い合わせに、当初は実際の被害者に間違いない、としていたものの、その後日本テレビの顧問弁護士に、2人がD法律事務所の職員であることを認め、自分の担当した事件の内容に沿って話すよう指示したと説明した。同時に、番組からの指示や依頼ではなく、自分の判断で行ったことだと述べて、軽率な行為だったと謝罪し、日本テレビあてに「お詫び状」を書いた。

### 3 審議の対象とした理由

委員会は、審議の対象とするかどうかを決定する際の基本的な考え方を、2009年7月17日付けの委員長談話（TBSテレビ『情報7day』ニュースキャスター「二重行政の現場」について）で明らかにしている。対象となる問題が小さくて、しかも放送局の自主的・自律的な是正措置が適切に行われているときは、原則として審議の対象としないとしたのである。

この考え方によれば、本件放送1と2を検討すると、まず、後者の自主的・自律的な是正措置を日本テレビが行っていることは認められる。

問題が発覚した後の日本テレビの対応はきわめて迅速で、事実確認ができた翌日の7月19日、『スッキリ！！』のなかでお詫び放送を行っている。このお詫び放送は、映像を使って2つの特集の概要を紹介し、誤りがあった部分を特定したうえで、実際には被害者ではない人物を被害者として放送したことを詳しく説明したものだった。視聴者に対する説明責任を十分に果たした、前例を見ないほど的確なものであったと評価してよい。さらに日本テレビは、取材から放送に至るまでの問題点を分析し、各種の再発防止の取り組みも始めている。

しかし、本件放送1と2の問題が小さいと言うことはできない。それは、本件放送

1と2が、最近急増しているインターネット詐欺について被害者証言を中心に組み立てられており、「被害者」が語る内容の真実性が特集の中核となっているからである。その肝心の「被害者」が実は「ニセ被害者」だったのだから、実際の被害者かどうかについての裏付け取材がどのように行われていたのか、被害者であると信じたことに合理的根拠があったのかなど、取材・制作の過程が真実の追求という放送の使命に合致するものであったかどうかを検証する必要があった。

本事案は、裏付け取材が不十分であったために、真実ではない内容の放送をしてしまったという点で、委員会が今まで意見を述べてきたいいくつかの事案と類似している。紹介者の推薦を信じて出演者の身元について十分な確認をしなかったという点では、委員会決定第14号の日本テレビ『news every.』の「飲み水の安全性」報道に関する意見の事案（宅配の水の利用者として登場した人物が、宅配の水の製造・販売会社の利害関係者であることを見逃したもの）と同じである。

一方、取材相手の話す内容を真実であると思い込んで必要な裏付け取材をしなかつたために、真実に反するかその真実性が相当疑わしいことを放送したという点では、委員会決定第6号の日本テレビ『真相報道 バンキシャ！』裏金虚偽証言放送に関する勧告の事案（自治体に裏金があるという虚偽の告発を見抜けなかったもの）や、同第12号のテレビ東京・毎日放送「情報バラエティー2番組3事案」に関する意見の事案（ホテル売買や外国での不動産所有などの事実確認を怠ったもの）と同じ類型と言える。

これらの決定に示された裏付け取材の必要性についての委員会判断からすれば、本事案にも放送倫理上の問題がある可能性が高いと考えられた。

念のため付言すれば、委員会はこれまで、完璧な裏付けを放送局に求めるような判断は避けるよう留意してきた。裏付け取材のハードルをあまりにも高く設定することは、放送現場の萎縮を招いて、社会に問題提起をしようとする意欲的で挑戦的な番組の制作を阻害することにもなりかねないからである。

そこで、委員会は、裏付け取材が問題となる事案には、ひとつの指針をもって臨んできた。仮にのちになって放送が真実ではなかったことが判明したとしても、放送時点において、その放送内容が真実であると信じるに足る相応の理由や根拠が存在していたのであれば、その番組の放送倫理上の責任を問うことはできないという指針である（委員会決定第1号20ページ、同第6号31ページ）。本事案の裏付け取材の放送倫理上の問題も、この指針に沿って判断していく。

#### 4 審議における3つのポイント

本事案は、「被害者」2人を紹介したのが一般に社会的信頼が高いと認められてい

る弁護士である点に特色がある。しかもその弁護士はインターネット詐欺専門を標榜していて、自らが担当した事件の「被害者」であると紹介した。委員会は、これらの点が上記の指針に照らして、放送倫理上いかなる意味を持つのかを究明するために、次の2点に重点を置いて審議した。

- ① 取材にあたり、「被害者」と称している取材相手が実際に被害者であり、その話す内容は真実であると合理的に信じられるだけの裏付け取材はなされていたのか。そのために必要な取材相手の身元確認は、合理的な範囲で尽くされていたのか。
- ② 弁護士という肩書を持つ「専門家」を信頼し、その「専門家」から提供された情報に全面的に依拠したために、裏付け取材が不十分になったことや、弁護士をここまで信頼したことが適正であるかどうかについて、取材から放送まで関係者が誰ひとり疑いを持たなかつたことをどう考えるべきか。

上記の2点に加え、「放送倫理を高め、放送番組の質を向上させる」（委員会運営規則4条）という審議の目的に沿って、次の点も検証した。

- ③ 取材相手が実は被害者ではなかつたことが発覚した後の対応や、再発防止の取り組みはどのように行われたのか。日本テレビでは、これまでも、裏付け取材が不十分だったために、虚偽の告発を真実として報道したり、第三者を装った利害関係者を登場させたりした複数の「類似事案」が起きている。日本テレビの対策には、類似事案の連鎖を絶ち切るためのアクションとして実効性が認められるのか。

委員会は、2013年9月から約半年の間、裏付け取材について上記のようなさまざまな角度から検討し、放送倫理上の観点から本件事案をどう判断するべきかについて議論を重ねた。

## II 委員会の調査と検証

委員会は、「ニセ被害者」を取材したディレクター2人を含む11人を対象に約12時間にわたる聴き取りを行い、また2013年9月4日に委員会あてに提出された日本テレビの報告書も参考にして、取材から放送に至るまでの事実関係と、問題発覚後の対応を検証した。

### 1 取材から放送までの経緯

#### (1) 本件放送1の経緯

2012年2月初旬、チーフディレクターから出会い系サイト被害のリサーチを

指示されたXディレクターは、まず、国民生活センターで被害の実態をインタビュー取材した。さらに、出会い系詐欺専門の弁護士をインターネットで検索し、最も上位にあったD法律事務所に電話したところ、担当のA弁護士に取りつがれた。Xディレクターは、A弁護士に、扱っている事例の取材や被害者か加害者の紹介を依頼した。

2月20日、XディレクターはD法律事務所でA弁護士を取材し、被害の実態をうかがわせるメールの大量のコピーを見せてもらった。そして、本件放送1で使用したA弁護士のインタビューを行った。Xディレクターは、若い弁護士だがインターネット詐欺についての経験が豊富で、犯罪防止に頑張っている正義感にあふれた人物との印象を持った。

インタビュー取材のあと、Xディレクターは、A弁護士から出会い系サイトを運営していたという「元加害者」の男性2人を紹介され、出会い系サイトの手口などを取材した。運営していたサイトのデータなど具体的な証拠の提示を求めたが、サイトは削除して証拠資料は何も残っていないとのことだった。

2月23日、Xディレクターは「元加害者」の男性2人のうちのひとりに日本テレビでインタビュー取材をした。その際、「元加害者」から、顔なし映像と音声加工を求められ承諾した。

同日、A弁護士から紹介できる被害者が見つかったとの電話が入った。のちに分かったことだが、A弁護士は、取材を受けた「元加害者」から、匿名取材なので、被害者ではない人物でも身元は分からないと教えられ、「ニセ被害者」の紹介を決めたという。

翌日、Xディレクターは、D法律事務所でA弁護士から出会い系サイトの被害者として、マスクをかけた若い女性Bを紹介された。Xディレクターは、「被害者」の女性Bから氏名、年齢、最寄り駅、職業などを聞いたが、それ以上の身元確認はせず、また運転免許証などの身元確認書類の提示も求めなかった。彼女から、顔を出さず声も変えてほしいと言われたときには、被害者が顔出しで出演に応じることはないだろうと考えていたこと也有って、その要望を承諾した。被害にあった状況についての女性Bの話は具体性に富み、またその話しぶりはスムーズで、何ら疑念を生じさせなかった。A弁護士は、女性Bのインタビューに立ち会っていた。

Xディレクターは、詐欺にあった証拠となるメールなどの提示を求めたが、サイトが削除されたため残っていないと説明され納得した。国民生活センターなどで取材した被害でも同様の事例が数多くあったからだった。クレジットカードの明細や銀行振込記録など、被害事実の実在にかかる課金関係の情報については、尋ねることすらしなかった。

2月27日、コンプライアンス担当プロデューサーを中心にスタッフが集まり、

取材相手の信憑性や取材の問題点などについて検討した。その結果、「元加害者」へのインタビューは客観的な証拠がないなどの理由で使用しないことが決まった。一方、「被害者」の女性Bのインタビューは、弁護士の紹介であること、話が詳しく具体的であること、および無償で取材を受けていることなどから問題はないとして、翌々日に放送することを決定した。

2月29日、最終的なチェックの後、本件放送1は放送された。

## (2) 本件放送2の経緯

本件放送1の放送から約3か月後の2012年5月中旬、「サクラサイト110番」に関する新聞記事が出たことをきっかけにして、今度はサクラサイトという類型のインターネット詐欺を取り上げることになった。

チーフディレクターからリサーチを指示されたYディレクターは、国民生活センターに電話取材し、サクラサイト被害の相談件数が増加していることなどを確認した。その際、被害者の紹介を依頼したが断られた。その後、サクラサイト110番で被害者支援を行っているK弁護士に面会して取材し、被害の手口などを確認して、実際に使用されたメールの写真を見せてもらった。支払いをした銀行の通帳などの証拠も見せてほしいと頼んだが、K弁護士からは、裁判の準備のため出しにくいと断られ、被害者の紹介もすぐには難しいと言われた。

そこで、Yディレクターは、他のルートで被害者を探したほうがよいと考え、本件放送1のXディレクターに相談をし、A弁護士のことを教えられた。YディレクターはA弁護士に電話をし、サクラサイト被害者の紹介を頼んだ。A弁護士の返事は当初あいまいだったが、結局、被害者の紹介をしてもらうことになり、5月29日にD法律事務所で取材することが決まった。

その29日、YディレクターはD法律事務所で、A弁護士から自分が担当しているサクラサイト詐欺の被害者として、マスクをかけた男性Cを紹介された。A弁護士が取材に立ち会うなか、インタビューが始まった。Yディレクターは、関東に住む40代の会社員ということは聞いたものの、A弁護士を通じて連絡は可能と考え、それ以上の個人情報は尋ねなかった。男性Cは、顔なしの撮影と音声の加工を求めた。Yディレクターは当初、モザイクをかけることを提案したが、断られたため、被害者に協力してもらっているという遠慮も手伝って、最終的にはこの条件を受け入れた。

男性Cが話す被害内容はきわめて具体的だった。Yディレクターは、彼の話がぶれることなく一貫していたうえ、ときどき間を取りながら考え込む様子などから、話の内容は信用できると感じた。

取材のあと、Yディレクターは詐欺被害の裏付けの提示を求めたが、サイトの閉

鎖によりメールは見せられないと言われた。クレジットカードの明細については、立ち会っていたA弁護士から裁判準備中のため見せられないとの説明があった。Yディレクターは、サクラサイト110番のK弁護士の取材の際にメールが残らない被害例があると聞いていたうえ、裁判の準備を理由に課金関係の証拠を見せてもらえないなかつたこともあるって、A弁護士が証拠の提示を断つことについて特に疑念を抱かなかつた。

続いて、A弁護士に「なぜだまされてしまうのか」など、本件放送2に使用したインタビュー取材をし、非常に具体的な説明を受けた。取材を通じて、Yディレクターは、A弁護士が詐欺被害の実態を広く社会に知らせようと努力していると感じた。

放送予定日前日の5月31日、コンプライアンス担当プロデューサーは、「被害者」の男性Cについて、身元や被害の裏付けは十分ではないものの、弁護士の紹介であり、話は具体的で謝礼も受け取っていないことから、問題ないと判断した。

6月1日、直前のチェックを経て、本件放送2は放送された。

### (3) 放送前の局内チェック

本件放送1と2の放送前のチェックをしたチーフディレクター、曜日担当プロデューサー、コンプライアンス担当プロデューサーらには、専門家だからといって無条件に信用してはいけないという一般的な認識はあった。しかし、弁護士が意図的に被害者ではない人物を「被害者」だとして紹介する可能性を想定できるような知識、経験はなかつたようである。インターネット詐欺被害の相談業務を弁護士のビジネスとして成立させるためには、効果的な宣伝で多数の被害者を集めることが必要であるという、弁護士業務の新しい変化については全員が知らなかつた。

むしろ弁護士は社会正義の実現のために尽力する職業であると理解していたので、X、Y両ディレクターの話を聞いて、A弁護士は、弁護士の職業理念に忠実に、放送を通じてインターネット詐欺について社会に警鐘を鳴らしたいという動機から協力していると思っていた。インターネット詐欺という新しい分野に熱意を持って取り組んでいるのだろうとも受け取っていた。A弁護士が被害者の紹介について謝礼を要求せず、また女性Bや男性Cの取材が無償で行われたことも、その信用性を高めた。

## 2 問題発覚後の対応とその評価

日本テレビは、問題発覚後すぐに内部調査を開始し、A弁護士の紹介した「被害者」の女性Bと男性Cが本当は「ニセ被害者」だったとA弁護士が認めた直後に『スッキリ！！』のなかで、3分20秒にわたりお詫び放送を行つた。

この種の放送は、しばしば視聴者にとって何が謝罪の核心なのか分かりにくい、通り一遍の「お詫び」になりがちなことが多い。しかし、このお詫び放送は、「被害者」として出演した女性Bと男性Cが、「ニセ被害者」でありA弁護士が依頼した知り合いであったこと、十分な裏付けを取らずに放送をしたことを明らかにして、率直かつ詳細に「お詫び」をした。ミスの内容を具体的に明示したうえでの訂正と謝罪であり、形式的謝罪ですませなかつた姿勢は評価できる。

また、お詫び放送をした当日に、番組のホームページにも同じ内容を掲載して、事実と異なる放送をしたことを視聴者に謝罪した。

日本テレビは、その後、弁護士を無条件に信じてチェックが甘くなったことがこの問題を引き起こした核心であると結論づけ、直ちに、担当の情報カルチャー局全社員の会議での情報の共有、『スッキリ！！』の全スタッフを対象とした本件事案に関するアンケート、緊急コンプライアンス研修の実施等の取り組みを行っている。さらに、継続的な取り組みとして、報道局との連携を強化するため「特報班」を設置したり、コンプライアンス研修の充実も図ったりしている。

また、取材に関して情報カルチャー局は、次のような再発防止策をまとめた。

- ▽取材ルールを改定し、取材をする医師や弁護士らから、患者や被害者等の紹介を受けることを原則として禁止する
- ▽取材チェックシートの活用をはかる
- ▽被害者であっても原則として出演承諾書をとる

以上は、過去の類似事案を踏まえた熱意のある取り組みになっている。これらの再発防止策が類似事案の連鎖を断ち切る保証はないかもしれないが、日本テレビが類似事案を起さないための努力を継続していることは評価すべきであろう。

### III 委員会の判断——放送倫理違反とまでは言えない

#### 1 客観的証拠による裏付け取材は不十分だった

インターネット詐欺の被害者が語る被害事実を放送する以上、その人物が本当に被害にあった当人なのか、語られた被害内容が真実なのかについては、合理的な範囲で裏付け取材をするべきなのは当然である。

本件事案の特色は、A弁護士の紹介と説明に全面的に依存して、それ以外の裏付け調査をほとんど全く行わなかったことにある。このような取材の姿勢では、テレビ放送を何らかの意味で利用しようとする取材相手に遭遇した際に、過ちは避けられなくなるだろう。そのことを、日本テレビはバンキシャの事案などの手痛い体験で学んだはずではなかつたのか。

委員会の議論でも、裏付け取材が不十分で放送倫理違反があるのではないかという意見が出された。指摘されたのは、高額なメール送受信料を支払ったという「ニセ被害者」の被害事実を容易に裏付けることができそうな銀行振込・クレジットカード決済・コンビニ決済の取引履歴などを、取材したディレクターが何ら入手していないことだった。「ニセ被害者」によれば、被害は約200万円、400万円と高額であったのだから、何らかの金の流れをつかむことはそれほど難しいことではないように思われる。こうした客観的な証拠は加工がしにくく、信用性も高いので、証言の裏付けには格好の資料となるであろう。また、弁護士が担当事件の処理のために必ず作成しているはずの訴状や、被害金の返還を請求した内容証明郵便の控えなどを見せてもらい、被害事実を確認することもできたかもしれない。

こうした被害事実の客観的証拠の入手にこだわらず、日本テレビが「ニセ被害者」の語った話を実際の詐欺被害者の証言として放送し、視聴者の信頼を損なうことになったのはまぎれもない事実である。その放送責任は、厳しく問われなければならない。

## 2 被害者と信じる相応の理由や根拠は存在した

しかしながら委員会は、客観的な証拠に代わるものとして、放送時点において、「ニセ被害者」の女性Bと男性Cが実際の被害者であると信じるに足る相応の理由や根拠が存在したと言えると考える。

### (1) A弁護士が「被害者」を紹介したときの状況

A弁護士は、単に弁護士であるだけでなく、現実にインターネット詐欺事案を多数取り扱っている専門家であり、その事実は取材したディレクターが多数のメールのコピーで確認している。A弁護士が所属していたD法律事務所も、インターネット詐欺を専門分野として標榜し、解決件数や返金率をホームページに掲載していた。

取材が行われたのは、そのA弁護士が日常的に業務を行っているD法律事務所だった。そこで、A弁護士は、自分が現実に取り扱った事件の被害者として女性Bと男性Cを堂々と紹介したのである。しかも、A弁護士は、女性Bと男性Cのインタビュー取材に立ち会っていた。この紹介とインタビュー取材の立ち会いには、被害事実の存在や被害者本人であることの客観的な証拠に準ずる重みがあったと言えよう。つまりA弁護士の紹介と立ち会いには、女性Bと男性Cの語る詐欺被害の内容の真実性を「保証」した意味があると認められるのである。ここで、さらに客観的な証拠の裏付けまで求めるのは、取材時のリアリズムを無視することになるだろう。

## (2) 弁護士に対する信頼の高さ

日本テレビ幹部への聴き取りによると、「専門家」といえども、分野によっては、人物の信頼性を吟味することもあるという。ダイエットの番組を放送する際に、ダイエットの専門家と言いつつ実はそうではない医師がいたという経験などから、医師の専門性や信頼性は、慎重に確認しているとのことである。しかし、弁護士については、事実を偽るような弁護士に遭遇したことがなかったことや、弁護士という職業に対する信頼が非常に高かったため、裏付け取材が不十分となったようである。

これまでの弁護士の不祥事の多くは、依頼者から預かった金の横領や非弁提携(弁護士でない者から、弁護士が事件の周旋を受け報酬を渡したり、弁護士でない者に弁護士の名義を利用して法律事務を行わせること)などであった。弁護士が放送局をだましたという事例は、さすがに聞いたことがない。

これは、ある意味当然のことでの、弁護士には、弁護士の職務の廉潔性を維持するために必要不可欠なルールとして定められた「弁護士職務基本規程」を遵守する義務がある。規程に違反したと判断されれば、弁護士会によって懲戒がなされ、ときには業務停止、退会命令、除名といった厳しい処分が下されることもある。

本件事案に関係する規程を見てみると、5条は「弁護士は、真実を尊重し、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行うものとする」と定めて、弁護士に「真実尊重義務」を課している。日本テレビが、結果として事実と異なる放送をしたとはいえ、その主たる責任は、真実尊重義務を負いながら、放送局に「ニセ被害者」を紹介し、そのインタビューに立ち会ったA弁護士自身にあると言えるのではないだろうか。

## 3 結論

以上のとおり、「ニセ被害者」の紹介やインタビュー立ち会いなど取材時の状況から客観的な裏付け証拠に代わるA弁護士の保証があったと考えられること、弁護士に対する放送局の信頼には根拠があること、A弁護士にも責任があることが、まず考慮されなければならない。

また、弁護士業務の具体的手法に精通していれば、さらに訴状などの裁判資料の提示を求めることもできたであろうが、それを放送局の現場に求めるのは非現実的である。最近急激に進行している弁護士業務のビジネス化という現象も、弁護士業界の外にはほとんど知られておらず、本件事案が、必ずしも信頼を置くことができない弁護士がいるということについて警鐘が鳴らされていなかったときに起きたことも、勘案されなければならない。

さらに、本件放送1と2のねらいは視聴者に詐欺被害の実態を周知して新たな被害を防止することだった。こうした新しい問題に取り組んでいる場合に、弁護士の紹介とインタビュー立ち会いがあるのに、その人物が実際に被害にあったかどうかを客観

的証拠で確認することまで要求しては、番組制作の意欲をそいでしまいかねないことも危惧される。それでは、かえって視聴者に不利益な結果をもたらしかねないだろう。

これらをあわせ考えると、委員会は、本件放送1と2について、裏付け取材の不足は否めないものの、放送倫理違反があるとまでは言えないと判断する。

## IV 委員会からの問題提起

最後に、今回の事案についての聴き取り調査の結果なども踏まえ、委員会として次の3点について問題を提起しておきたい。日本テレビの制作者だけではなく、すべての放送人に参考にしてほしいと願うものである。

### 1 顔なし映像のデメリットを考えてほしい

前述したとおり、A弁護士は、顔なしの匿名取材なので、被害者ではない人物でも身元は分からないと「元加害者」から教えられたことから、出会い系サイト詐欺に詳しければ事務所の職員でも同じだという判断をしていた可能性がある。

一方、制作者側には被害者本人の語る映像を使ってリアリティーの増す番組にしたいという気持ちが基本的に存在する。被害者が証言すれば、本当にリアリティーが増すかについてはさまざまな意見があるだろうが、少なくとも現場で広く共有されている価値観のようである。

本件放送1と2のディレクターやプロデューサーは、事例をもとに再現ドラマをつくり弁護士の解説で補強すれば、番組は成立すると考えていた。しかし、被害者の話と映像が入れば番組の質がさらに向上するという意識のほうが、しだいに勝ってしまった。その気持ちが顔なしの取材を受け入れる基盤となったようである。

テレビをつければ、顔なし、モザイク、ぼかし映像があふれ、匿名報道が目につくようになっている。取材相手から、顔なしやボイスチェンジを取材条件に求められることも多いという。その行き着く先に、顔なし映像に乗じて「ニセ被害者」が送り込まれた本件事案があるのではないだろうか。匿名報道の常態化が、「ニセ被害者」や「虚偽の証言」を容易にする土壌になっていることは否めないように思われる。

言うまでもないことだが、報道の原則は、実名であって匿名ではない。そのことは、取材指針やガイドライン等として取材者にも明示されているはずだ。たとえ取材相手を保護するために匿名報道を選択しなければならない場合であっても、取材相手が登場しない映像とコメントで伝える、あるいは、記者・リポーター自身が取材した内容を伝えるなど、現場の創意と工夫でさまざまな手法を編み出すことができるに違いない。顔なし映像のデメリットを考えて、「ニセ被害者」や「虚偽の証言」を遠ざけ、真実に迫る努力をしてほしい。

## 2 「専門家」に対する過度の依存を考え直してほしい

本件事案では、所属事務所のホームページや当人の話だけでA弁護士を信頼して、第三者にA弁護士の信頼性を確認することはしていない。「専門家」であれば、よもやウソを言うはずがないと安易に考え、「専門家」自身の専門性や信用性を吟味したり、取材に応じる動機を確認したりすることを怠る傾向があるようと思われる。本件を踏まえれば、今後は「専門家」の取材についていっそうの注意が必要であろう。

インターネットによる出会い系サイトの詐欺は、比較的新しい消費者被害の類型であり、専門にしている弁護士はそれほど多くない。A弁護士が、取材に協力した理由は不明なところがあるものの、相応の時間をかけた特集のなかでインターネットによる詐欺を専門とする弁護士として紹介されれば、弁護士としての広告、宣伝にもつながると考えた可能性も否定できないだろう。

信頼を生命とする医師、弁護士、学者などの「専門家」も、現在の優勝劣敗の競争社会と無縁ではない。「専門家」がみな善意で放送に協力しているわけではなく、現実的な計算や打算が働くこともあるだろう。放送への協力は、「専門家」として自身を広告、宣伝する願ってもないチャンスということもできる。とりわけ、全国ネットで放送される番組ならば、その効果は計り知れない。

言うまでもなく、「専門家」がすべてビジネス第一ということではない。しかし、その可能性については知っているほうがいいだろう。知識は落とし穴を避ける最強の力になるはずだ。

いまや「専門家」は、医師、弁護士、学者という古典的な分野だけでなく、経済アナリスト、経営コンサルタント・・・など、さまざまな分野で存在している。「専門家」の放送での登場が日常的になればなるほど、「専門家」の側が放送を利用する心理的ハードルは低くなろう。「専門家」に何でも依存しがちな放送側の弱さはそれを助長してしまいかねない。「専門家」への安易で過度な依存への警戒を怠ってはならないようと思われる。

## 3 取材・制作現場が萎縮しないように留意してほしい

日本テレビでは、本件事案を機に、企業・店舗からユーザーや顧客の紹介を受けることを原則禁止するとしていた取材ルールを改訂し、取材対象の医師、弁護士などからの患者、被害者等の紹介も原則禁止とした。

さらに、取材チェックシートを活用したり、被害者などからも出演承諾書を取ることを原則にしたりしている。

こうした取材ルールは「避けられないハードル」であり、ハードルがあっても問題にならないレベルの番組をつくろうと現場に呼びかけているという。しかし、これらのルールが、現場をがんじがらめに縛ってしまう心配はないのだろうか。過剰な取材

規制が行われることによって、取材・制作の現場が萎縮する可能性は否定しきれないだろう。そうなれば、社会に生起する問題を視聴者に伝えて警鐘を鳴らすという放送本来の役割を損なってしまいかねない。そのことは、過去の歴史が証明しているのではないだろうか。

委員会が裏付け取材に不十分な点があったことは指摘しながら、本件事案で放送倫理違反とまでは言えないと判断したのは、インターネット詐欺という新たな社会問題を報じて犯罪の抑止に貢献したいという意欲があったことを評価し、その姿勢が萎縮することを望まなかつたからである。

取材現場がさまざまな圧力や自己規制によって萎縮することなく、生き生きとした創造的活動ができるような環境と文化を構築するよう、放送人の責務としてぜひ努力してほしい。